

Title	ピグー、ダルトンの資本課税論：附、コルワイン委員会報告書
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.4 (1930. 4) ,p.526(44)- 579(97)
JaLC DOI	10.14991/001.19300401-0044
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19300401-0044">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19300401-0044</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ビグー、ダルトンの資本課稅論

—附、コルウイン委員會報告書—

高木壽一

一九一四年より一九二〇年に到る英國財政に於ては、經費總額百拾貳億五千九百萬磅に上り、之に對する經常收入は四拾億七千三百萬磅にすぎず、其不足總額七拾壹億八千六百萬磅は公債によつて調達支辨せられた。一九一四年以後初めて英國財政に於て其所要經費を經常收入を以て支辨し得たのは一九二〇——一年に於てであった。一九一四年三月末日の不生產的或は所謂死重的國債(deadweight debt)總額六億五千萬磅は二〇年三月末日には約七拾八億三千二百萬磅に増加した。注目すべきは其には外債拾貳億七千八百萬磅餘が含まれるが、大戰前の英國

財政には外債は全く存在しなかつたことである。

斯く英國戰時財政の所要經費は其三六・一七%のみが租稅其他の經常收入により、他の大部分は公債によつて支辨せられたのであるが、斯る財政政策に就ての當否の論は必ずしも一致しない。戰時財政を支配したる根本目的は最も速かに又有利に戦局を終ると云ふ唯一の目的にあつた。即ち最大戰鬪力の目的に凡べての財政的活動が向けられた。英國の戰時財政が異常に卓越したるものと論ずる者と、不當に放漫なりしものと觀る者との兩極端の中間に事の眞實が存するものと思はれる。

Mallet and George; British Budgets, 2nd Series 1913-21. Part II Chapter V.

英國戰時財政當否の問題は措くとしても、兎に角、戰爭終結の後には右の如き巨額の戰債が残された。茲に Layton の計算による國民所得額と對比すれば、(Minutes of Evidence p. 174, Colwyn Committee Report) 左の如くなる。

國民所得	國債總額	國債費
一九一三年	一一三〇〇(百萬磅)	六五〇(百萬磅)

一九二〇年

五、六〇〇(百萬磅)

七、七〇〇(百萬磅)

三四九・六(百萬磅)

三四七・三(百萬磅)

一九二三年

三、八〇〇(百萬磅)

七、七〇〇(百萬磅)

三四九・六(百萬磅)

三四七・三(百萬磅)

(物價指數を一九一三年に一〇〇とすれば、二〇年に二五〇を、二三年に就ては一六六を示すと云ふ。)

一九一三年より二三年までの十年間に國民所得に對する國債總額の割合は二八・二六%より、二〇二・六三%に増加し、國債費の國民所得に對する割合は、一・〇七% (外債費ナシ)より、二三年には内債費は七八九%、外債費一・二四%を表はすことになつた。

屢々、一歐洲大戰後の英國財政の難境は、對佛戰爭後一八一八年頃の狀態に似たるものがあると云ふ。一八一五年遂に平和克復の時期に到つた時、政府は國家の紊亂せる財政を整理することを重大なる一の任務とした。過度の困難苦痛を生ぜしめずして経費の削減を行ひ、租稅負擔の輕減整理と、若し必要ならば關稅の改正を行ひ、國家の收入と支出との均衡を新に生ぜしめ、國債の苛重なる負擔を處理すべき何等かの方法を發見し、且つ通貨の基礎を回復安定せしむること、之等が政府の行ふべき任務であつたと云ふ。

Acworth, Financial Reconstruction in England. 1815-1822. p. 11.

再び Layton の示す所に従へば、一八一八年には

國民所得	四〇〇(百萬磅)
國債總額	八四〇(百萬磅)
國債費	三二・五(百萬磅)

であつた。

コルヴィン委員會報告書 (Report of Committee on National Debt and Taxation. 1927)にも記さるゝ如く、英國財政の現状とナポレオン戰爭後の事情とには著しき類似を示す點があるが、尙ほ注意して考察すべき問題がある。就中、過去約百年間一八一八年一一九一三年に國債の負擔が富と人口の増加によつて著しく輕減せられたことが今日にも尙ほ樂觀的見解を許すや否やを考慮せねばならない。若干の點を數字を以て示せば

一八一八年	一九一三年
國民所得	四〇〇(百萬磅)
國債總額	八四〇(百萬磅)
人口	一七(百萬人)
	四五・九(百萬人)

一人當り所得額	二三磅一一志	五〇磅三志
價指數による比	一〇〇に對して	四〇〇
負擔の比率	一〇〇に對して	五二

となるのである。ナポレオン戦争後租税公債の負擔が殊に貧民階級に苛重であつたのが(五千六百萬磅の租税收入總額中四千萬磅は専ら生活必要品に賦課せられる關稅物產稅によつて徵收せられ、所得稅は一八一五年來廢止されて居つた)ヴィクトリア女皇時代に到つて産業交通運輸、信用制度の發達の未曾有の進歩により、人口の激増を伴ふに及んで始めて其負擔が輕減せられた。公債の負擔は數と富とを增加したる多數の納稅者の間に分散さることになつたのである。

(Report, p. 236-7)

巨額の國債の存することは其國の財政的地位を弱め、將來非常の時機に際會したる場合に所要の資金調達を困難ならしめる。從て平時に於て漸次其國債償却を行ふは常に慎重なる政府の行ふ所である。一九一三年の英國に於ける如く其國民所得に比して其國債總額六億五千萬磅、國債費二千四百五拾萬磅なるならばこともないであらう。

一九一四一一九年の巨額の戰債の負擔は歴史が再び同一事を繰返して、同程度又は其以上の富と人口との増加によつて輕減せらるゝに到ることを期待し得るであらうか。戰債の負擔に就て比較的樂觀論を示すコルヴィン委員會報告書(多數意見)も、人口の増加についてバウレーリ教授の示す所に從て近き將來には大なる變化なく大體五千萬人内外の現狀を維持するものと認め、希望を生産力の増加に懸け、スコット教授の言に頼つて今後三十年のうちに生産方法殊に科學的發見の産業的應用の著しき發達と其結果として一層物資豊富たる傾向を生ずることを期待する。現行租稅を以て産業困難の主要原因に非ずとし、假令近き將來に於て多大の租稅負擔輕減の見込殆どなしとしても内外一般の事情にして改善され得べしと認めらるゝ希望の存するものがある、即ち産業の新發展によつて相當

軽減さるものと考へるのであるが、また歴史は必ず繰返すべく、生産力は將來ヴィクトリア女皇時代の如き程度に増進すべしとの信念を必ず正しとするだけのものは存在しないと認めざるを得ないのである。(Report, p. 237, 245) 殊に Minority Report に於ては此種の希望に頼る所が殆どない。(p. 366-368)

屢々論ぜらるゝ如く、或費用を支辨するに公債を以てしたる場合には、規定の利子支拂、一定の期限の到達したる暁には或財源によつて元金を償還して、初めて債權債務關係を決済するを得る。随つて租稅徵收による收入によつて經費を支辨したる場合と異り、國民に對する其費用の負擔を後世に殘す結果を生ずる。……國家の財政に於ては其主體たる國家の存續は永遠に窮まる所なく、一時代に於て行はれたる活動より生ずる利益は後の時代の其國民に及ぶものと認めらるゝがために其費用負擔を後代に残し、其負擔を多年月に亘り、國民に直接過大の苦痛を感じしめずして事業を營むことを得るを以て至當と認められる (塘江博士、財政篇五八、全集財政篇五八四一五)と論ぜられる。

しかし、政府の所要經費が現在の負擔に於て調達せらるゝか、又は將來の負擔に於て調達せられたるかを正確に判定區別することには多大の困難がある。唯、大體から見て論斷し得べきことは、政府所要の資源が現在の資本の消耗により、新資本投資を控へ、現存設備の減損に委せて之を修繕補給することなく、新資本の生産を制限することに頼り、或は財産を外國人に賣却することに頼つて資源を調達したる等の場合には、經費は資本より調達せられたるものにして、其經費の負擔は全然將來の國民の負擔となる。反之、其所要資源が勞働増加による生産増大によつて調達され、或は個人的經費の節約によつて得られたる場合には、主として所得より生じたるものにして、専ら現在の負擔となる。公債應募者は其がために消費節減又は勞働増加すること少なく、產業に投ぜらるべき資本を以て公債に應ずること多きたために、公債による經費支辨は其國の資本に損害を加へ、之によつて將來の其國民の經濟的幸福に對して、租稅によつて支辨したる場合よりも大なる負擔を加へることとなるのである。

Pigou: *Studies of Public Finance* p. 30, p. 239, p. 242. 參照。

戰時中には必要の急に迫られて所要經費を租稅によつて調達し得ざる

ことありとしても、戦争終結後に於ては其當代の人々が何等努むる所なく、巨額の公債を其儘存在せしめて濫に次の時代にのみ依頼するは至當とは云へない。殊に富と人口との増加に於て前世紀に於けると同じ幸運が必ずしも生ずるものとは期待し得ないのである。戦後に累積せる巨額の公債を何等か處理すべき場合に、通貨膨脹亂發により或は公債破棄によらずとすれば、所謂 "Orthodox" financial policy によつて年々國債元本の一部を徐々に償還し例へば五十年百年の間に其全部を償還すると云ふか、或は所謂資本課税 (Capital Levy) の方法によつて一舉に現存國債の大部分、若し出來得れば全部をも、償還するかの孰れかである。一時の努力により、資本課税によつて國債の大部分を償却して將來の國債利子支拂の義務を除くか、徐々に元本を償還し長年月に亘つて多額の利子費に應ずるか、孰れを國家の利益とするかの資本課税是否の問題が生ずる。

資本課税を主張する者にして、現代の人々は戦費の負擔を擔ふために最大の努力を盡し、其事件に何等關與し得たりし後代の人々に之が支拂を要求すべきに非ざることを主張するは元より (Minority Report of Colwyn Committee, p. 401)、究極に於て資本課税を非とする

者と雖も、國家危急のためには必要なる一切の資源を國家は支配し得る権利を有することを認め、又た戦債負擔を輕減するがために現代の人々によつて大なる努力の爲さるべきことの正當なるを認めるのである (Report of Colwyn Committee, p. 285)。

戦後英國に於て資本課税の贊否の論は S. Webb, J.A. Hobson, Pethick-Lawrence, Scott, Pigou, Stamp, Dalton, Pennefather, Cox, Keynes, Edgeworth. 其他多くの經濟學者によつて論ぜられ、又労働黨が之を主張して、一九二一年及び二三年の總選舉に於ては最重要の問題として論議せられた。しかし資本課税を最もよく説明し、理論的研究を行なして最も權威ある者はピグー及びダルトンの二者であつた。而も前者は今日並に近き將來に於て資本課税を要求するの意を表はすに到つたのに反して、後者は今日と雖も尙ほ資本課税を説明せしむるにはダルトン、教授に俟つを最も簡潔明瞭とするであらう。

(Pigou: Studies p. 306, Dalton, Principles of Public Finance p. 5th Edition (1929) p. 265)

## II

戦債處理に關する實際的提案としての資本課税を説明せしむるにはダルトン、教授に俟つを最も簡潔明瞭とするであらう。

ダルトン氏は其著 *The Capital Levy Explained* の第五章に於て説明して曰く、資本課税なるものの目的とする所の全部は、其收入を國債減少に充當し、年々の國債費を減少せしめ、今後永續的の減税と併せて教育保健等の社會事業的經費の増加とを生ぜしめむとするにある。また資本課税の提案に對する多くの誤解は、同税が悉く現金を以て支拂はるべきものとの觀念に基くが決して現金にて支拂はるゝことを要するものと主張しては居ない(同じく *Minutes of Evidence, Colwyn Committee* p. 502)。納稅者の選擇によつて現金にても戰時公債其他の政府證券にても或は株式取引所に於て容易に處分し得る有價證券によつて支拂はるゝとも、其支拂は國債整理委員會(National Debt Commissioner)に移されて、其形態の如何を問はず其課税の支拂は究極に於て國債償却に當てらるゝこととなる。

資本課税の課税標準は死亡に際して其個人の財産に課せらるゝ現行遺產税(Estate duty)の課税標準と大體同一である。即ち課税標準は一切の抵當、銀行の貸越金其他の債務を控除したる個人の純財產總額の現在價格である。時に諒解されざる點にして而も極めて重要なは、資本課税の課税標準は個人の財產價格にして法人には課税せられないことである。

労働黨の提案に從へば(Labour and War Debt, a Statement of Policy for the Redemption of the War Debt by a Levy on Accumulated Wealth.) 其純財產總額五千磅を超ゆる個人のみが課税せらるゝこととなる。其根據は資本課税免稅點を此よりも引上げれば其稅收入を著しく減ずることとなり、又引下ぐれば著しく徵收費を増加し稅務を煩瑣にし、而も其れに應する支けの收入を生じないと云ふことにある。五千磅を免稅點とすれば總べての少額財產所有者並に現に所得稅を免稅せられるある人々を課稅免稅することとなり、資本課税の納稅者の數は三十萬乃至四十萬人となる。今、労働黨によつて提案せられたる資本課税法によれば、稅率は個人財產五千磅を超ゆるものに 5% より始まり、百萬磅に到るまで十一の超過累進稅率が適用され、個人財產百萬磅を超ゆるものに對しては 60% の比例稅率が適用さることとなつて居る。

註、右の超過累進稅率を示せば左の如し、

五、〇〇〇磅を超ゆる金額

5%

六、〇〇〇磅を超ゆる金額

10%

八〇〇〇磅を超ゆる金額	十五%	五〇,〇〇〇磅を超ゆる金額	四十%
一〇,〇〇〇磅 同	二十%	一〇〇,〇〇〇磅 同	四十五%
一五,〇〇〇磅 同	二十五%	二〇〇,〇〇〇磅 同	五十%
二〇,〇〇〇磅 同	三十%	五〇〇,〇〇〇磅 同	五十五%
三〇,〇〇〇磅 同	三十五%	一,〇〇〇,〇〇〇磅 同	六十%

之が税率の細目は決して不可侵のものと云ふのではなく、資本課税方法の主旨の説明に供するにある。之によつて労働黨の人々は三十億磅の收入を挙げ、内國債の約半額を償却し、年々の國債利子費を約一億五千萬磅減少せしむるに足るものと算定したのである。

ダルトン教授の信する所によれば、資本課税の收入二十億磅に足らざれば當面の要求に應するに足らず、殆ど資本課税主張論等の努力にも亦値せず、他方、四十億磅より遙かに多額の收入を生ずる課税は政治的見地よりして恐らく實際的提案をなすを得ない、即ち目標は二十億と四十億磅の間に在ると考へたのである(ア.33)。又課税標準の査定の困難が屢々誇張せらるゝが、ダルトン教授は徵收技術上に排除し得ざる困難なく殊に課税せらるべき財産の約十分の九に就ては多くの技術

上の困難はないものと觀る。

資本課税の望ましきは、其課税自體のためではなく、其課税によつて可能となるべき財政的負擔の輕減のためである。人が資本課税による利害を決定せむがためには、其課税支拂の點を考慮するのみならず、資本課税支拂によつて生ずる國債費の大節減あることによつて(一)租税輕減(二)社會事業費増加によつて生ずる利益をも考慮せねばならないのである(Capital Levy Explained)。

ダルトン教授は資本課税を以て全く實行可能なる財政策なりと信じ、コルヴィン委員會の諮詢の答申に於て次の如く述べて居る。即ち、内國債負擔輕減の種々可能なる方法あるも、其等を比較評量して最も完全なるは資本課税なりと信ずる。此方法は合理、慎重なる方法であるが、説明の困難であり、人の金錢慾を包む根強き本能と相容れざるがために強き偏見を挑發する。……資本課税は實際的見地よりして全く實行可能であり、反對論の生ずることは他の同規模の新税の場合に比して毫も異なることがない。……資本課税は過去の財産蓄積と現在の努力の結果とに就て、一般國民の判断に於て後者に對しての妨害が過大なるに際しては、兩者

の間に租税負擔の調和を得る最公正便宜の方法と觀らるゝ所である。……とのケーンズ氏 (Keynes: Tract on Money) も意見を同じくするものである。

Minute of Evidence taken before the Committee on National Debt and Taxation p. 394.

### III

右のダルトン氏の説明は資本課税主張の主旨を明にするが、資本課税論の理論的、研究に於て最も優れたものはピグー教授の研究であつて、其著 *A Capital Levy and a Levy on War Wealth* (1920), *The Political Economy of War*, Chapter XVII (1921), *A Study in Public Finance*, Part III Chapter VI (1928) に於て述べられ、又コルヴィン委員會に於ても其意見を徵せられて居り、資本課税論の理論的根據に就て最も重きをなして居る。

ピグー教授は資本課税論其者の分析に入る前に誤解に基く一般の議論を排除せむとする。即ち此問題に就て個人の場合と同一の類例を求める事である。假りに六千磅の債務を負ふ者あつて、利子を支拂ひ漸次に元金を減ずるか (*orthodox finance*) 又は一度に債務全額を完済する (*Policy of Special Levy*) かを選ばねばならないとする。其場合孰れを選ぶが正しきかは債務者の事情の如何に由る。

唯、一度には返済し得ないと云ふ理由のみによつて漸次に債務の返済をせざるを得ないのであるが、之を英國の現状とは全く同一状態に在るものと云ふ。戦時戦後の損害によつて疲弊せる者が、資本課税の如き巨額の支拂の如き到底及び得ない所であると。此種の論は一見當れるが如く思はるゝが實は根本的異同あるを逸して居る。此債務者は其全債務を他人に負ふものであるが、英國民は其債務の大部 (一九二〇年國債七十八億磅、内十二億七千萬磅餘のみが外債) は國民自身に負ふて居る。外國人に負ふ債務即ち外國債に就ては個人の場合と類似するが、内國債の場合には全く異なる。内國債の支拂は全體としての其國の社會の資源を涸渇せしむることがない、蓋し資源は社會の一部より他の一部に移轉するが、社會全體としては少しも支拂ふ所はないのである (*A Capital Levy* p. 12-13, *Political Economy of War* p. 191-193, *Studies in Public Finance* p. 288-9).

(註 1) *Pigou: Political Economy of War*, p. 30 に於て曰く、或國家の有する實質的資源は、其國民の精神的肉體的能力、其國の土地並に鑄物、埋藏量、建物、工場、鐵道、船舶、貯藏貨物等の有形資本、「組織」の無形的資本、其國民が外國人より支拂を得べき法律上の権利等より成る。

(註二) ピグー教授はまた政府の経費に就て、實質的消耗的経費と移轉的経費との區別を設ける。政府自體の使用のためたるゝ或は外國債権者への支拂のためたるゝを問はず、財貨或は労働を要求する政府の経費は同一の立場にある。其等の経費は前者の場合には直接に、また他の場合には間接に其社會の資源の一部を現實に消耗するもので、從て其社會は其等の資源なくして存續して行くか、或は其の経費なくば必要とするよりも一層労力を費して以て其當時に作られたる間隙を満さむさせねばならなくなる。其種の経費を實質的又は消耗的経費と呼ぶ。反之、自國民に對する戰債利子其他の経費は現實に何物の消耗をも含むものでない。其の貨幣を提供する者は勿論若干を喪失せざるを得ないが、其受くる者は——恐らく一部は同一人であらう——徵稅費を別にすれば、全く同額の購買力を行使することとなる。本質的至要の事實は、政府と相對して存在するものとして觀たる其社會共同團體の觀察點よりすれば、毫も實質的資源の引渡が存在しないことである(茲には當然生ずる行政費を別とする)。此種の経費を移轉的経費と呼ぶ。例令ば、國債利子には其國債の外國人所有者と内國所有者とに支拂はるゝ利子を含まれるが、外國人所有者に對する支拂は同量の現實の實質的所得(例、食料品織物其他)を其國民の使用より減少せしむることとなり、反之、内國所有者への支拂は單に納稅者としての英國人より、公債所有者としての英國人に其等物件の支配權の移轉を生しないのである。(Studies in Public Finance Chapter III)

茲に租税の負擔分配の公正の問題と稅務技術上の問題を別として觀るに、或課稅法によつて人に納稅義務を課すれば、其人の行爲に變化を生ぜしむる。例へば、納稅者より其所得の一部を徵收すれば其者の有する貨幣の限界效用が大となり、而も労力の限界不效用には變化がない。從て何等か阻害せらるゝなくば、提供する労働量を大にして獲得する所得額をば、所得の限界效用と其れを獲得するに費さるゝ労働の限界不效用とが再び等しくなる點まで増加しやうとする。其租稅として政府の徵收する資源が政府によつて消耗せられず、國債所有者としての納稅者に返附さるゝに於ては、其者に對する貨幣の限界效用に變化がないのであるから、提供せらるゝ労働量の増加を生ぜしむることがないのである。或課稅の方に就て、一定の收入を擧ぐるに、労働量の減少を生ぜしむること少なきに從ひ、其課稅によつて生ずる犠牲總量は少である(Studies, p. 334)。若し内國債の大部分の償却

が何等かの實質的費用犠牲を含まざる方法によつて行はれ得るならば、國民福祉に利益あること疑ひなきも、事實國債の償却が何等の費用なくして行はるゝことなきために、國債償却のための資本課税是否を定むるに當つては先づ如何なる程度の利益の望むべきものあるか少くとも大體の觀念を得ることを要する。

一九二一年にビグー教授は次の如く述べた。國債償却のための特別課税徵收の直接の效果は、所要收入額從て將來に於て課せらるべき税率を減することである。一見しては税率に於ける或割合の減少は必ず稅收入の同率の減少に當ると考へらるゝが、英國所得稅に於ては國債所有者の支拂を受くる利子も他の一切の所得と同様に課稅所得とされる。故に若し年三億磅の利子を含む國債にして償還せらるゝ時は將來課稅所得は三億減少することとなる。現在課稅所得が四十億乃至五十億とすれば三億は全體の約十五分の一を示し、從て國債償却後に於て一定の收入を擧ぐるには以前に十四分ノ十五の税率を必要とする。又例へば所要收入總額を三分ノ一減少するに就ては税率に三分ノ一の減少に非らず七分ノ二の減少を生ずるであらう。之は勿論極めて大體の數であつて、正確なる統計

的説明はなし得ないが、一般の傾向は明である。他の事情にして等しくば、特別課稅による國債償却によつて可能とするべき税率の低減は一見考へ得らるゝよりは稍、少であることである。……茲には、所要收入に於て相當減額あれば税率も亦相當輕減し得ることを知れば足るのである。

Political Economy of War. p. 193-195 參照。

此點に關するビグー教授の所説は其資本課税論に於ける大なる欠點を表はしたものと思ふ。後日自ら言明する通り右の所論は其説明不充分であつた。資本課税による國債償却によつて將來の租稅輕減可能の程度如何の問題に就て詳細に研究して、資本課税論の主張の重大なる點に一の難關の存することを指摘したる者はスタンプ氏 (Sir Josiah Stamp) であつた (1923 in Current Problems in Finance and Government)。

資本課税の利益とざるゝ所の一は直ちに國債利子費を減少し、將來に於て現行税率によつて得る資金を不用にし、其れを減稅か社會事業費かに充當し得るにある。然らば資本課税が租稅收入の現實の支拂額に於て純利益を齎らすか、即ち其現狀を維持して尙ほ餘剩あるか、若しありとすれば幾何かの問題がある。假りに

資本課税によつて利子費一億磅を節約するも、課税さるべき財産を著しく侵食して、舊税率を以てしても收入が一億磅減少するとせば、何等の減税なく、毫も社會的経費増加もあり得ず、資本課税は其價值なしと決定される。若しまた、收入が五千萬磅減じ、五千萬磅のみが減税に當てられるとすれば、即ち資本課税收入の半額は其自體の損害補償のために充當されざるを得ないとすれば、其場合にも尙ほ價值ありやの問題である(*Current Problems*, P. 250)。

此問題に就て例へばダルトンは、前述の資本課税案による利子費の節約を年一億四千二百萬磅とし、此経費節約は資本課税が徵收され其收入が國債償却に充當せらるゝに從て漸次に實現するものとし、また其課税の結果として年々の租稅收入減は所得稅に於て二千五百萬磅、附加所得稅(Super Tax)に於て三千三百五十萬磅、相續稅に於て千三百五十萬磅、合計年額七千二百萬磅の收入減あるものと算定する。差引年額七千萬磅となり、其金額は減税、社會事業費或は將來のため減債基金制定のため其他に充用し得るものであると計算したのである(*Dalton: Capital Levy*, explained. Note D)。

尙ほ右の計算には資本課税の主要目的とし、減税と社會的経費増加によつて生ずべき所の生産の促進を計量しないが社會事業費増加によつて労働者及び其子弟の間に健康、能率、知識の標準を向上させる。之等を考慮し、其影響によつて諸稅の收入を増加せしむることを考慮する結果は、將來更に減税と更に一層社會事業費増加の見込をして右の計算の示す所よりも一層有望ならしめる。しかし其有望なりとの程度は之を統計的に何等かの正確さを以て計量することは困難であると云ふ(*Ibid. p. 85*)。

(註三) 此點について附言すべきは、コルヴィン委員會報告書に於ても次の如く認め居ることである。曰く、

假令、社會的経費のために要する租稅が生産を阻害すること證せられたりとしても、尙ほ此種の経費は社會一般の利益の理由によつて正當なる根據を與へ得る。多くの社會的目的のためには(政府による)賢明なる集合的経費は之を個人に委する場合よりも明かに經濟的であるからである。(同報告書一〇四頁)無差別に社會的経費自體を可とし又は否とする傾向があるが、其社會的利益は經驗の證明する所によらざれば比較評量困難である。しかし、此英國に於ける富の分配が極めて不平等なること、社會的経費は人道、社會正義の問題としても極めて必要であり、また或程度までは産業能率増進のためにも必

須なることは充分明白である(同一〇五頁)。

右の如くダルトンは、差引七千萬磅を節減し得るものと計算したのであるが、スタンプは、此點に就て詳細なる研究をなし(*Current Problems*)、假りに資本課税によつて三十億磅の收入を擧げむとするに於ては、其後租稅收入に相續稅に於て年額二千八百萬磅、所得稅に於て三千二百萬磅或は最低三千壹百萬磅、附加所得稅に於て三千壹百五十萬磅乃至三千九百五十萬磅の減少あるものと計算し、資本課稅實行後の租稅減收總額は九千萬磅乃至九千八百萬磅にして、之を三十億磅の國債償却による利子節減額約一億四千萬磅より控除すれば純節約額は四千二百萬磅乃至五千萬磅となる。即ち三分ノ二は資本課稅自體による損失を補填して租稅收入の現狀維持のために必要とせられ、其れによつて將來減稅し得る又は他の目的に充用し得る程度は一般に豫期せられたる所の僅に三分ノ一に過ぎざることを明にした。

スタンプの此計算の結果は資本課稅の主張者の中に多大の失望を減ぜしめた。例へば、前述の如くダルトンが其章句を引用して意見の合致を示したるケーンズ

は、コルヴィン委員會に於ける質問に對して曰く、

若し資本課稅か、或は所得稅を相當高き程度例へば倍に引上ぐべきかを選ぶにあるならば吾人は資本課稅を探る。……「相續稅、所得稅、附加所得稅に於ける損失によつて純餘剩額は恐らく五千萬磅となるが、此數字を最も眞に近きものとすれば、所得稅を一志<sup>シルラン</sup>増加するに等しきと認めらるゝか」の質問に對して、「然り」と肯定し、……然「らば資本課稅による混亂は所得稅一志よりも遙かに重大なる問題に非ずや」との質問に對して、ケーンズは「若し其の孰れを選ぶかと云ふならば資本課稅に反対する」と答へて居る。「之はスタンプ氏によつて始めて明かにせられたる點であつて、初期の資本課稅論に於て何人も感知せざる——吾人も勿論其一人であつた——所であつたが、其數字の意義は極めて重大である。吾人は總額三十億磅に上り、而も所得稅一志よりも大なる負擔輕減に相當せざる資本課稅の混亂を見るよりは、所得稅一志増加を以て遙かに優れたるものと考へる」と明言するに到つた(*Minutes of Evidence*)。ピグーも亦(一九二五)同委員會の諮詢の答申に於て、資本課稅を主張せざるに到つた個人的の理由として擧げ、スタンプ氏の計算は資料の許

す限りの優れたるものと認め、之等の計算上の技術的問題は税務當局者に委ねてゐる (Minute of Evidence P. 448)。

またダルトン氏は同委員會の諮詢答申に於て、労働黨の主張する資本課税によれば、年額七千萬磅の純節減をなし得るものと計算したるも、公表さるゝ統計資料の不完全なるがために、全て此種の計算は假設的のものたるを免れない。吾人が多くの信頼を置くに足るべき唯一の計算は大藏省官吏、税務當局等の未發表の資料を利用し得る人々によつて作成せられたるものであらう。……資本課税によつて、勿論、或る相當の純節約をなすを得ずば其價值なく、また何等の節約を見ずとすれば極めて遺憾ではあるが、吾人の計算では年七千萬磅の節約を得て居る。

但し、吾人は税務當局以外の例へばスタンプ氏の計算に對しても又何人の計算に對しても等しく重きを置かないものである。若し労働黨提案の方法によつては純節約額過少ならば、其は大ならしめる如く改めるまであると。ダルトン氏が労働黨の提案によつて資本課税を説明したる場合に述べたる通り、税率の細目等は決して不可侵のものと云ふのではなく、其案の主旨の説明に供するにある。(ibid. P. 503)

然るに後日 Board of Inland Revenue が發表したる計算に於ては、労働黨提案の税法を以てすれば、資本課税收入總額二十五億磅となり、同課税後の租税收入減は、所得稅に於て二千三百萬磅、附加所得稅に於て二千四百萬磅、相續稅に於て三千萬磅にして、總計七千七百萬磅の減收を生ずべく、從て利子節約額一億二千五百萬磅より控除すれば四千八百萬磅の純節約を生ずるものと報告した。此税務當局者の報告(一九二五年)と二年前のスタンプ氏の計算(一九二三年)は大體に於て合致し、資本課税實施の是否を論ずるに就ては重大なる資料となつたのである。

此點に就きコルヴィン委員會の多數意見は、假りに労働黨の提案又は其と大差なき他の提案によつて得る純節約、負擔輕減の程度が右の如しとすれば、資本課税は其計畫の大なるに比して其利益額の少に過ぎて満足せしむるに足らないとする。しかし同委員會の少數意見 (Minority Report) は資本課税による總節約と純節約額との間の相異に就て次の點を指摘する。國債償却による國債利子費の消滅は或一定率に於ける租税の貨幣收入額を減少せしむるが、又其率に於ける租税によつて徵收せらるゝ實質的國民所得總額の割合をも減少せしめ、其租税の實質的負

擔を輕減することとなる。此點は資本課税是否の論争に於て從來注意せられたる點であるが重要ならずとは云へない。納稅者各人は自己に對する租稅の負擔を主として自己の所得なり、資本なりに課せらるゝ税率の問題として考慮する。租稅を以て國民全體に對する負擔として觀るにすれば、其負擔を測定するに就て、租稅によつて一定額の收入調達の結果は必然實質的國民所得總額と關係せしめねばならない。資本課税後、一定額、例へば五千萬磅の調達に要する税率は以前よりも高からざるを得ないが、其五千萬磅の經費は以前に比して總國民所得の全く同一割合を徵收して居るのである。若し吾人の國家經費に對する能力が究極に於て總國民所得によつて制限せらるゝとすれば、其は資本課税後に生ずる或種租稅の貨幣的收入の減少によつて影響を受くることがない。資本課税による總節約額と純節約額との相異の重要な點の考慮によつて變化を受くべきであると指摘してゐる (Minority Report)。

## 四

同時に若し、所謂 Orthodox Finance の傳統的財政策によつて徐々に國債償却を行

はむとするに於ては如何なる程度の財政的輕減の希望ありやを知るを必要とする。ビグー教授は之を三項に就て觀る。第一は公債の低利借換による節約である。例へば五分利公債を四分利公債に借換をなすことによつて利子費の節約を生ずることは明ではあるが、今後二十年の裡に公債の借換によつて (金債還額を元にして現在の利子を減少せしむるは眞借換に非ず) 年々多額の節約を望むは妥當でない。利子費に於ける減額は國民の實質的負擔に若干の減少を生ずるも、近き將來に於て充分の負擔緩和の手段として公債の低利借換に多くを依頼することは正當でないとするコルヴィン委員會多數意見に從て居る。

公債借換による財政負擔の輕減に就てはダルトンも同じく多くを望まない。過去に於て公債負擔の輕減に借換の方法が與つて力あつたものと想像するは一般の謬想である。借換に俟つ方法は事實全然重要なものでなかつた。大戰後に於ても國債利子に對する借換の効果は實際云ふに足らず、又十年後に到つても借換による現在の利子費年額の十分の一の節約を見れば甚だ偉とすべきであるが、あり得べくないと思はれる。若し公債の負擔を相當輕減することを目的とする

ならば、公債借換は決して公債償却に代はる手段たり得ないのであると見て居る。

(Principles of Public Finance  
(5th Edition Chapter XXIV)

第一の點は生産力の増加による税率輕減の可能性に就てである。生産力の増加は所得増加を生じ同一の收入を擧ぐるに遙かに低率の課税を以てすることが出来る事となる。既述の如く、近年の生産力増加は平均年約3%を示し又將來の生産力増加には多く頼り得ないのであるが、假令生産力の大増加ありとしても同程度に負擔の輕減の生ずるものではない。國債は貨物を以て契約せられず、貨幣額を以て契約せられて居る。事實、生産の増加は他の事情にして等しくば、物價の下落を生ぜしめ、若し其増加が一國に限られず廣く世界に亘るとすれば極めて大なる物價下落を生ぜしむる。しかし物價が下落したる場合に、或一定量の生産は以前よりも少額の貨幣所得によつて代表さるゝこととなる。例へば、生産が二倍となり、同時に物價が四分ノ一下落したりとすれば、實質所得の量額は二倍となるも、貨幣所得の量額は以前の一・五倍の増加となるにすぎない。政府の國債費に要する貨幣收入額は以前と變化なく、三對二の割合に於て減少すべく、半減するこ

とはないであらう。且つ短期間に生産力が現在の倍となるが如きことの到底起り得べからざることも勿論である。(既述將來の生産力に就ては本稿一参照)

第三の問題の核心は大體次の如くである。若し將來、通貨に關する原因によつて物價が半減したりとすれば、納稅者は現在支拂ふべきもの二倍に等しきものを公債所有者に支拂ふべきこととなり、公債所有者は利益を受け、税率は物價が不變にして一切の戦債が其額を倍加したる場合に生ずると全く同程度に増加することとなる。直ちに資本課税を課すれば此危險を除くであらう。一般物價が著しく下落すべき場合に於ては此れは極めて重大なる問題であるが、しかし物價の將來を何等か確信を以て豫測することは不可能のことである。依是觀之、以上の三點は孰れも極めて不確實なる要因であつて、或は孰れも殊に重きを擧ぐるを要しないのであらう。(Pigou: Political Economy of War, p. 197-202; Studies p. 292-295)

## 五

資本課税の結果として生ずる利益、即ち現に必要とせらるゝ高率の課税を輕減することにより労働と貯蓄を奨励し、間接に國民の生産力を増進する利益ありと

云ふに對して、資本課税自體に附屬すべき弊害なるものが擧げられる。之等の點に就ては殊に主としてピグー教授の理論的説明を求むることが必要である。

長年に亘つて年々高率の課税をなすことは有害なりと認むるも、國債償却のための特別課税は傳統的課税制度の下に於て單一年度内の徵收額よりも遙かに巨額たらざるを得ずとすれば、果して前者よりも害少なきか。其課税の規模大なることは課税度數少なき利益を無効ならしむることなきか、との資本課税自體に附隨する弊害を擧ぐる者がある。資本課税は現在の事實を標準として、人が現に有する資本に又は現に有する所得に、即ちいづれにしても現に識別せらるゝ或客觀的標準に從て課税せられ、從て各個人の支拂ふべき所は一時に支拂はるゝも分割拂を許さるゝとを問はず、其人々の將來の行爲とは別個に決定せられる。假りに、現在の所得の二十割の特別課税は其收入額に就て一割の永久的所得税に大體等しくして、一割の永久税は將來其者が如何に勞力、貯蓄によつて取得する所あるも其一割は政府に徵收せらるゝことなるに反して、特別課税の場合には唯一度決定せられたる確定額を支拂ひ、將來如何に自己の所得を増加することあるも其

額よりも多くを支拂ふを要しないのである。唯、將來更に資本課税の行はるゝことを人々が恐るゝことなくば、特別課税の方法は繼續的課税の方法よりも生産を阻害すること少なからざるを得ないのである。(Pigou, Political Economy of War, p. 202-3, Studies p. 295-6)

國債償却のための巨額の特別課税は第一次課税の償却未済の部分を償還するためのみならず、全く國債償却と關係なき目的のために繰返さるべしとの豫測を生ぜしめ、人々の貯蓄心と從て其國の資本財の増加を妨げ、生産力に對して有害なる影響を與へる。斯くして生ずる弊害は極めて大であると主張される。しかし、資本課税にして一度び實際に行はるれば、相當の期間に就ては問題は落着したるものとして、將來に就ての不安の念は實際には滅するであらう。從て此點に就ての反対は重大なるものではない。(ibid. p. 204, p. 295)

既に行はれたる資本課税が再施行せられずと云ふ保證の必要有無に就てダルトン氏は、此事の性質上斯る保證の在るべき理なく、此課税にして行はれ、後日再び之を行ふことの提案ありとすれば、其時の事情に照して其提案の長短を考慮すべきである。唯、現在の提案は特別の目的のために一度限り資本課税を行はんと

するに在る。既に現在「資本課税の行はるゝかの不安」の下に在るので、其不安は資本課税に反対する限り消えないであらう。蓋し現在の程度の公債の存續することが常に一の不安の因である。資本課税を再施せざることの最良の保證は急速に公債を減少せしむることにある。現代の政治家は之を再施せざることを誓約し得るとしても、其後代の人々を或は人民一般を保證拘束することは出來ないのであると述べて居る。(Dalton: Capital Levy, explained P. 65-6. Minutes of Evidence, p. 493.)

ペシック・ラウレンス (Pethick-Lawrence) も此保證の問題に就て、現在の人々は將來の人々を絶對的に拘束するを得ないが、各人は自ら拘束するを得て、此資本課税の提案は誤れる戰時財政の必然の結果であり、他日あり得べからざる大事件の再び生じたる場合の外は之を繰返すべからざることを明にせねばならないと云ふ。(Minutes of Evi., p. 449)

又、資本課税に極力反対する者にあつても、例へばマッケナアの如き、將來此課税を行はざる保證に就ては其必要を全然否定する。マッケナア自身は資本課税其者を否定して悪税となすのであるが、而も若し假りに有利なりとすれば、再び將來の何等かの機會に資本課税の實行を妨げべき拘束條項を設くべき理

由はない。將來再び行はれずとの假定の下に資本課税問題を論することは不可であると考へて居る。(McKenna, in Minutes of Evidence, p. 482-3) ヨルウェイン委員會の報告は、右の主張の妥當なるを認むるも、其方法が有利なる方法となるや否やは少なからず、何等かの制限保證の存否に懸り、從て其制限を如何にすべきかに就て考慮するの要ありとする。何等かの保證が與へらるゝとすれば其範圍を廣汎にし、一切の資本財産に適用し、同時に期限を限らざるべからずとなして居る。其課税は非常の立法にして、少くとも數年間は何等かの重大不測の危機の生じたるに非ざれば再び之を行はざるべきことを明にするを要する。斯る保證は意義あり、不安を緩和せしむるに樂觀にすぎるものであらうと述べてゐる。(Report of Colwyn Committee p. 260)

資本課税に屬する弊害として挙げらるゝ第二の説は、公債利子、減債基金のために要する年收入額が減少したる場合に、其結果は減税に非ずして政府の経費の増加となるべしとの非難である。假りに内國債の三十億磅を償却することは大體に於て政府の経費膨脹を抑制する力を弱めることはあらうとしても、政府の一切

の種類の経費が浪費ではない。時に政府は其教育費養老年金或は其他の社會改良事業費等を増加したるために經費膨脹の非難を受け易い。勿論、政府が社會改良に費して其國民の利益となる程度には或限界がある。(本稿三註)而して其限界は悉くとは云はず主として依存するゝ所は、其國の實質的所得と政府の機關を経て行ふ所の實質的消耗的經費との割合にある。然るに、内國債費は移轉的經費たること一般に知悉されざるがために、(本稿三註)内國債費のために多額の移轉的經費が存在すれば社會改良の經費をして其當然の所よりも制限せらるゝに到るべしと云ふ推測が存するのである。假令、國債償却によつて豫算に餘裕を生じたる結果として新經費が着手せらることあるも、其は一切が浪費のみであると推定すべき理由はない。妥當なる政府の經費も、不當の經費と等しく、それがために税率の引上を要する。しかし、妥當なる經費とは、其經費による利益が其資金調達によつて當然生ずる不利益よりも大なるものを意味するを以て、此税率増加は本來資本課税によつて生じたる税率低減を消滅せしむるものと解すべきでない。其税率低減の全部は資本課税を是とするものとして擧げらるべきものである。政府

の浪費防壓の手段として公債不償還を主張するの論は成立しないのである。(Studies in Capital Taxation, p. 27-8)

資本課税其者に對する第三の反對論は、其課税の企圖する巨額を現實に徵收することによつて恐らく産業攪亂の結果を生ずべしと云ふに基く。例令如何なる特別課税方法も必然産業より巨額の資本を奪ひ其存在の手段を剝奪するものであると主張せらるゝが、之は當らない。産業資本は工場、機械、原料、貨物量より成り、實質賃銀は其より生ずるのである。其孰れと雖も資本課税によつて産業より奪はるゝものでない。産業全體に對する資本の供給に何等直接の影響を及ぼすものでない。此點までは認むるとしても、各個の企業より多額に運轉資本が奪はれ、其資本は直ちに補填せらるゝとなく、從て多くの事業が閉鎖の止むなきに到らざるを得ないであらうと云ふ。此批難は稍々内容ある説である。しかし、此困難も此説の述ぶる所ほどのものではない。英國産業の大部分は會社企業に屬し、其等の會社は資本課税を課せられず、資本の剝奪を被るものもない。(前述、本稿二、資本課税のダルトンの説明)唯、個人的企業が殘る。其企業主が其事業以外に資本課税を支拂ふに足る資

力を有すれば、其事業は何等の損害も被ることはない。しかし、實際其資力の全部を直接に又は借入金の擔保として自己の事業に固定しあるものに就ては、一度に多額の資本課税を支拂はむとすれば其個人企業は多大の損害を被るであらう。斯る事業に對しては特別の規定を設け、充分の理由の明なる場合には、大藏省をして一定年限に亘つて分割拂を受理せしむることを許せば實行可能である。唯、此支拂方法は最悪の場合の一の救濟手段としてのみ認めるべきである。斯く適當の處置を以てすれば、特別課税が事業より實質的資本を奪ふことによつて損害を與ふるの危険は殆どないのである。(Pigou: Studies (p. 299-300.)

右の如く、直接産業に害を與へずとしても、金融を通じて間接に損害を與ふることなきかの説がある。自己の課税額を支拂ふ資金調達のため、人は有價證券を市場に投出し、價格の大下落を惹起し、續いての有價證券暴落は擔保貸付を變動せしめ、必然産業に反響を及ぼすこととなると云ふ。しかし、少くとも此説の一部は誤解に基く。既に資本課税案の説明に於て述べたる如く、決して現金にて支拂ふことを要しないのである。且つ、其課税收入は戦債所有者に償還するため用ひらる。

が故に、之等の人々は納稅者にして證券を賣て資金を要する者と償還を受けたる人々の證券に對する需要とは略々同額であらう。其間の金融の空隙は容易に銀行によつて處置され得るのである。若し其取引の處置を誤り、或は銀行が妨碍的態度に出づるに於ては、恐慌を惹起し、證券價格の大暴落を生ずるであらう。其處置にして當を得れば、毫も證券價格の大暴落を虞るべき理由なく、金融界よりの反響によつて産業に重大なる困難損害の生ずべきことはない。唯、各種の證券價格の間の高低には變動を見ることがある。

コルヴィン委員會に於けるスタンプ氏 (Sir Josiah Stamp) とピグー教授との左の問答は右の問題をよく説明する。

(註) スタンプ氏「貴下が銀行による妨碍を云はるゝ場合に、如何なる程度の、云はゞ、消極的抵抗が實際に資本課税を潰滅せしむるに必要せらるるか」又「其課税を支持する銀行家の最大の好意と確信を要するか」——の間に對して「何人も未だ證券を買ふべき金を得ざるに先立つて、人が證券を賣らむと欲する中間の時期がある。若し銀行が其期間證券買入を欲する者に貸附を拒み、人をして其期間中證券を保有せしめ得る貸付金融通を拒むに於ては、恐慌を惹起せしめざるを得

ない。……吾人は、銀行家の反対は他の何人の反抗よりも遙かに重要であらうと考へるのである」と答へて居る。(Minutes of Evidence P. 447-8)

從て、銀行家の側に於て誤解或は敵意の宣傳の成功あれば容易に金融恐慌を發生せしめ一時一般の混亂を生ぜしめ得ると云はざるを得ない。從て、有利なる心理的環境の下に於ては、資本課税徵收の實行に附隨する損害は少であるが、不利なる心理的環境の下に於ては其損害は極めて大であつて、恐らくは其によつて期待される、利益の全部をも凌駕するであらう。(Pigou, Studies P. 300-301, Minutes of Evidence P. 439)

同じく、スタンプ氏との問答に於てダルトン教授は、一切の合理的恐怖は合理的豫防手段を以て應ずることが出来ると考へる。スタンプが「資本課税に固有の一切の實質的困難は其計畫自體の豫備規定によつて處置し得ると云はるゝか」と問ふに對して「其が吾人の意見である」と答へ……「或者は人が充分之を明ならしても尙ほ了解しやうとしない者もあるが、大體に於て、眞實善意の不安恐慌は詳密の規定の設定によつて排除することが出来ると信ずる」と答へて居る。(Evidence P. 501) また曰く、銀行、富豪階級の組織的反対が資本課税をして實行不可能ならしめると

云ふも、吾人は其危險の實在を、殊に金融恐慌混亂によつて一切を失ふべき銀行に關して、疑はざるを得ない。議會、大藏省、内國收入局の權力にして斷乎として行使せらるゝに於ては、富裕有力なりと雖も比較的少數の不同意なる納稅者の反抗は排除し得ると考へる。他の根據に就ては正當なりとせば、斯る脅嚇あるによつて其提案を撤回するが如きは妥當でないと考へるのである。(Dalton, Public Finance) 5th edition p. 266

(註) 此問題に就てコルウイン委員會の見解は、資本課税最極端の結果を生ずる程に必ず人心を激成するものは想像せざるも、強き不滿を以て迎へらるゝとは信する。此課稅が大戰直後、戰時犠牲の性質を帶びるの觀ありし當時ならば、今日よりも一層容易に承認るべきこそは課稅賛成者反対者の俱に意見の一一致する所である。反対の理由の中には其が排除の極めて困難なるものがあるが、時が思想の變化を齎らすこそもあり得る。直接課稅の觀念は確に最近二十年間に著しく變化したるも、納稅者の習慣をなし得べき年々の租稅を單一果斷の方法(資本課稅)の間には眞正の類似を求むることは出來ない。又一切の誤解にて一掃せられたとしても、尙ほ反対論の採り得べき多くの正當なる根據の存するものがある。(Report p. 296)

資本課税の負擔分配に就て、所謂 Orthodox Finance に於けると其公正の點より見て孰れが優れるかの問題がある。後者にあつては、各人に課せらるゝ負擔は、各年の來たる毎に其者の能力に應じて定め、前者にあつては後日生ずることあるべき財産の變化を見ず或一時點に於て其分配を決定するのである。從て若し同等の智能を以て特別課税案と繼續的課税案とを各々計畫したりとすれば、前者が後者よりも負擔公正の點に於て劣る作用をなすことは已むを得ない。例へば所得稅を累進せしむる如く特別課税を累進せしめ得るとしても、特別課税にあつては其課税の及ぶ期間の家族的事情の必要に適當の斟酌をなすを得ない。個人的事情の斟酌は課税當時に於ての家庭事情に就てはなし得るも、やがて生ぜむとする事項について斟酌を加ふることが出來ないと云ふ欠點を備へて居る。

更に、一般に提唱せらるゝ資本課税の形態即ち有形資本に課せらるゝ課税については、有形資本の所有者と無形資本たる個人的所得獲得能力との間に重大なる不平等を生ずる。特別課税は國債費のために要する將來の課税に代るものなるを以て、所得獲得能力を有する者は將來の課税低減によつて利益を享くるが故に

此特別課税の一部を負擔すべきは當然である。然らざれば、此無形資本を有する人々に有利に、有形資本を有する者に不利に、國民各自の負擔分配を著しく變更するの結果を生ずるであらう。從てピグーは原理としては特別課税は有形資本も亦無形資本をも含むべきものと信するが、之を實行するには明かに多大の困難を伴ふ。例へば、人の一定所得獲得の能力の現在價值は其者の壽命に左右され、同一職業に就くも年齢の異なるによつて人々に不同である。現在の所得能力のみならず、將來其能力を増加し得るや否やも斟酌せねばならないが、之は明に實行不可能である。又、資本課税と並んで勤勞所得に特別稅を以てする方法(ダルトンの提案)は即ち投資所得の課税を減じて勤勞所得の課税を減ぜざる結果となり、財產所得重課、勤勞所得輕課の民主主義的精神の採る所とならないであらう。斯くて特別課税は其性質上繼續的課税よりも稍公正を欠かざるを得ないが、其實行上には一層公正を欠くこととなるの傾向がある。(Pigou, Studies P. 301-303)

しかし、ダルトン教授にあつては資本課税公正の問題を次の如く考へる。

公正の根據より論ずる主なる所説は、大戰に出征したる人々が、當時國內に在り

又多くの場合此國の戦時必需品によつて巨富を作りたる者に利子を支拂ふために、今日重税を課せられて居る、此事は甚しく不公正なりと云ふ一般の所論に吾人は與する。資本課税の主要利益の一は單に負擔の廢除と社會に與ふる純利益にあるのみならず、殊に租税の負擔、教育其他の便益の缺乏を感ずる壯年青年の人々より、其負擔を既に致富安樂の生活をする老年の人々の負擔に移すにある。其等の人々は大戦に出征せず而も戦後に於ては戦前よりも富裕となつたのである。

(Dalton in Minutes of Evidence, p. 268) しかし右の根據は時の経過と共に次第に其重要性を減ずるものであることは、ダルトン自らも認めて遺憾とする所である。(Minutes of Evidence, p. 500)

既述の如く(本稿二)コルウイン委員會多數意見は、戦債負擔の輕減のため當代の人々によつて大なる努力のなさるべきことの正當なるは認めるのであるが、而も現代の人々と將來の人々との間の負擔の公正なる分配そのことによつて、資本課税による大部分の公債償却を是とするに足るとは考へないのである。吾人は、單に或一時代の蓄積されたる富に對する課税として觀たる資本課税は、如何なる場合にも不公正なりと非難さるべきであると抽象的に斷案を下すの意なきも、同時

に、資本課税に正當の根據を與ふるには極めて特殊事情を必要とし、其事情は一九二〇年には恐らく實現されたるも、今日に於ては存在しない。此課税の抽象的原理より其適用に移れば、其は多くの點に於て必然不平等を含み、節儉を罰し、有形資本に頼らざる大勤勞所得に不當に利益を與へ、又、査定、徵收に就て現行制度に存するよりも遙かに明白なる不平等を生ぜしむるのであるとの結論を下す。(Report of Committee, p. 290)

但し同委員少數意見は次の點を指摘する。右の如く資本課税は節儉を罰し從て正義に反し又經濟的にも辯護し得ず、との説は反對論中最有力のものであるが、屢々看過せられたる他の要因を考慮すべきものと思ふ。第一に、五千磅を超ゆる財産の取得のためには「節儉」は唯一の必要條件にあらざることである。假りに比較的よき賃銀、週三磅を得る労働者にあつては、如何に節約をなすも五千磅を免稅點とする資本課税の範圍に入ることはない。節儉によつて五千磅を超ゆる財産を取得すれば、事實、其美德を備へ併せて其美德を行使すべき財力を所有することを示すのである。第二に、明かに、極めて多數の所有財産は何等其現所有者の節儉

に因らない。其等は相續の結果か或は現代産業組織に生ずる諸種の不勞利得の結果である等の點を考慮すべきであると。(Minority Report P. 402)

## 七

資本課税に關する稅務行政上の困難の主たるものは、大規模に亘つて資本財產評價の必要あることである。殊に最困難の問題は終身用役權(Life-interests)に關して生ずる。此終身用役權の含まれざる場合には、財產評價の問題は困難が少ない。先づ、資本課税の納稅義務者と一應認めらるゝ者は、所定期日までに所有財產の評價申告を求められ、此評價によつて一先づ課税せられ、其後に於て政府の鑑定官が評價に着手し個人の評價を検査し、必要に應じて之を修正して既納稅額の過不足を拂戾又は追徵する方法も採り得るであらう。第二の方法として、先づ其評價の困難なき種類の財產のみに課税し、家具家財寶石藝術品の如き物は、所有者の死亡の時まで猶豫して課税する方法もあらう。此方法の欠點は正當なる累進課税を困難ならしむるにあるが、後日課せらるゝ其追加課稅率を適宜に定むるによつて此欠點を矯正し得ることも出来ると思ふ。第三に、財產中殊に評價の處置困難な

るものは全く徵稅より除外する。之は疑もなく不公正なるも、或程度の不公正は如何なる租稅に就ても見る所で、行政技術上の煩雜を避くるがためには忍ぶべきものである。之等の三方法を以て困難の多くは除き得るが、其は孰れも完全無缺のものではなく、此事實にあるによつて資本課税反對論が行はれる。(Pigou; Studies)此種の問題に就て特に注目すべきは、ダルトン教授がスタンプ氏との問答に於て、公正(equity)は常に經濟の次に在るべきものであると切言して居ることである。(Minutes of Evidence) (p.496-497.)

ピグー教授自ら云ふ如く、行政技術上の問題に就ては、經濟學者は僅に第二次的意見を述ぶるのみで、實際其等は財務當局者の意見に従ふべき問題である。

Board of Inland Revenueはコルヴィン委員會に報告するに、(一)大規模の課稅にあつては其行政上の成功のためには、其納稅を要求せらるゝ人々の大多數が之を政治的ならざる財政策と觀て、其人々の許諾が當然與へられ得ることを必要とす、(二)若し資本課稅にして納稅者間に其經濟的效果について廣く不安を喚起するに於ては、其不安は必ずや資本價值に著しき影響を與へざるを得ず、其課稅の結果を全く

不確實にし、之が徵收を困難ならしむるに到らざるを得ない。稅務技術上の見地よりすれば、資本課税は戦時課税(War Levy)より困難少なく、個人財産の評價を要するも、之は遺産税のために通常行はるゝ所と本質に於て同様であると。(Appendices to Colwyn Committee. Appendix XXII)

右を以て、ピグー教授並にダルトン教授の資本課税理論の主旨を説明した。斯くの如き所説の後に、ピグー教授は現に如何なる態度を探るか。曰く、

大戦直後の時代に於ては、予自身としては、若し戦債の大部分を償却するに適當なる特別課税制定の法令を、一般の協賛を以て或は超過利得稅に與へられたる程度の協賛を得て制定し得るならば、大體に於て、其法は國民の利益となるとの意見を有して居つた。しかしその理由によつて現在或は近き将来に於ては斯くの如き稅法を提唱しない。(一)若し其れが制定せられたりとしても、其實施は恐らく若干の銀行を背景とする有力なる組織的反対によつて妨げられ、孰れの場合にも存する大なる技術的困難に照して、克く之を排除し得ないであらう。(二)平和克復後

數年を遷延して制定せられたる斯る稅法は、戦争直後に制定せられたる場合に見るべきよりも、人々をして第一次課税に續いて第二次第三次課税あるかの恐怖心を遙かに大ならしめる。(三)戦後の景氣好況の時には物價は將來大下落を生ずべきを充分に示す水準に在り、從て其當時は内債償還を躊躇することは其實質的價值を、また其内債費充當に要する稅率を、著しく増加せしむることを意味したるに反して、現在に於ては、近き将来に大なる物價下落を豫期すべき理由なく、(四)英國産業は今日尙ほ異常なる沈暮狀態にあり、斯る場合には實務家をして動搖せしむるが如き事項は、假令其れが主として無稽に基くとしても、無きを以て宜しとせざるを得ない。(Studies p. 306)惟ふに、ピグーは右の諸項の理由によつて資本課税を提倡せざるを説くが、しかし一九二一年と現在との其所論の變化の原因全部を明にしたることはならぬのである。即ち一九二五年三月、コルウイン委員會の諮詢に答申したる中に右の一般的理由に予自身の個人的な理由を附加せねばならない、  
…予は昨年に到るまでは、強度の累進稅率を以てする課税中の其如何なる部分

が、其課稅自體の結果として生ずる將來の國庫收入侵害の補填のために費消せらるゝことの如何に大なるかを、充分に了解して居らなかつたのである」と述べて居ることである。(Minutes of Evidence p. 437)

ピグー教授が資本課稅論不提唱の理由として挙げたるものに就ては、ダルトン教授は異見を懷く。右の(三)の理由としての如きは、其事實を認むるには賛成するも、其推論には不同意である。其事實は數年前に資本課稅を提唱したる者の賢明を語るものである。今尙ほ一層物價下落の危險は存在する。且つ國債の實質的負擔大なれば大なる程、速かに償還する果斷ある政策の論據は有力となるのである。ピグーが理由(一)として挙げたるものに對して其危險の實在を疑へることは既に述べた。(本稿五)ピグーの理由(二)には多くの眞理を藏し、吾人の遺憾とする所であるが、大戰役は次第に昔となり歲月は移るも、公債は消えず、其負擔を財貨を以て表はせば、物價が一九二〇年に其最高頂に達したる當時より殆ど倍加して居る。國債が充分に減少せざる限り、吾人の觀る所にては、國債處理の最良の政策としての資本課稅主張論は多く力を失ふことはないのである。(Finance p. 266-7 参照)

資本課稅による純節約額の問題についての見解も既に述べたる所であるが、(本稿照)ダルトンは假令、資本課稅により純節約無しと雖も次の利益ありと主張する。  
(a) 物價下落による國債の實質的負擔の大増加の危險を少にし、(b) 英國の信用を増加せしめ、(c) 大所得、財產に對する課稅率を低減し、(d) 減債基金の一時的中止による減稅と今日よりも低率を以て再び將來之が設立を可能ならしむること、(e) 現狀程度の戰債の存續に不満なる人民の輿論を若干満足せしむることを得、(f) 現在の人爲不自然なる事情を單純化するに貢献する所がある、等の利益ありと主張したることはダルトンの資本課稅論に於て逸することは出來ない。(Minutes of Evidence p. 433-4 参照)之等の所論に於て、ダルトンは今日も尙ほ公債處理のためには資本課稅を、其長所に就て見て、最良の政策とするものである。

(註一) コルウイン委員會(多數意見)の資本課稅に關する結論は——假令、資本課稅が好意を以て迎へらるゝの見込あるも、其課稅の與ふる公債の輕減は、斯る大規模にして、困難あり危險に滿てる計畫を正當ならしむるには足りないであらう。此事は現在の諸事情を多く異らざる事情に於ても行はれる。更に資本課稅は、現在の事情の下にては到底期待し得ざる程の好意を以て迎へらるゝに非

されば、此社會の社會生活產業生活に著しき害を與ふるものであらう。——此委員會報告書に署名せる者は、Colwyn, C. S. Addis, A. G. Anderson, A. Balfur, Henry Bell, W. L. Hitchens, William McLintock, T. C. Stampの人々であつた。

(註11) コルウイーン委員會少數意見報告書は曰く、

吾人は資本課税を以て公正なるものと認め、Board of Inland Revenueの説明に從て、若し一般の好意を以て迎へらるゝならば、實行可能なるものと考へる。同課税實行の場合に遭遇し易き實際的困難の論究を一貫して、之等の困難は、若し國民の大多數、其納稅義務者の大部分、同課税に附隨する金融的行爲について其援助を重要のものとする銀行其他によつて、其方法が了解され、其目的にして承認せらるゝに於ては、最僅少であることは全く明白である。此點に關して、今日に於けるよりも一九一九年一九二〇年初期に於て事情は明に遙かに有利であつた。吾人は當時に於ては資本課税は比較的容易に實行されたるものであり、當時其課税が毫も課せられざりしことは大いに遺憾とすべき事と斷言するに躊躇しないものである。殊に其時以來公債の實質的負擔を夥しく増加せしめたる物價の大下落に照し見れば一層痛切に之を感じるのである。……孰れにしても、吾人は此報告書に載せらるゝ所の分析研究によつて、同課税實行の成功に必須なる理解と好意の條件を發生せしむるに貢献する所あるを希ふ。若し之等の條件にして充足さるれば、やがて國民は其

## 九

難局打開の最善策を供する賢明なる實際の方策として資本課税を探るに到るであらう。(Minority Report p. 411-2 參照。署名者、T. W. Bowen, Fred Hall, H. B. Lees Smith—Barbara Wootton.)

本稿に於て目的としたる所は、戰後英國の財政的難局打開のために提案せられたる資本課税は如何なる理論と根據に基くか、資本課税の實行を是とするに足るべき諸條件は果して如何なる事情の下に於て存在すべきか、其他の問題を現代英國の財政學者、殊に資本課税の問題に最も權威あるピグー並にダルトンの二者が如何なる理論的根據を以て論じ、其國の經濟事情の變化に伴ひ之が實行に就ての是否の判断は自から如何なる變化を生ぜざるを得なかつたかを知り、併せて英國の殆ど全べての主なる財政經濟の専門家の意見を徵したるコルウイーン委員會(一九二四—七年)の結論を參照するにある。

固より英國に於て資本課税論は一九一四—八年の歐洲大戰後に始めて現はれたるものではない。既に一七一四年 Archibald Hucheson は議會に於て一切の動產

不動産の一割の課税を以て公債を償却する資本課税案を提唱し、第十八世紀末には Richard Watson 再び之を説き、殊にナポレオン戦争後の英國の財政的難局に際しては屢々論ぜられ、リカアドオも之を提唱した。

(註) 経済學及課税原理第十七章に曰く、巨額の負債を累積せしめた國は、最も不自然なる地位に置かれて居るものである。……此不自然なる制度に伴ふ困難の渦中に陥つた國にこそ、其財産中から負債償却のために必要なべき部分を犠牲にして、其から身脱けするのが賢明の處置であらう。一個人について賢明なることは一國民にこそ、でも同じく賢明なることである。……此案は既に屢々献策されたことのあるものであるが、遺憾ながら之を採用する丈けの智慧も德義心もないらしい。しかし平時の間に我々の不斷の努力は須らく負債の戦時中に契約された部分の償却に向けられねばならぬといふこと、又は苦痛輕減の誘惑や、現在の——望むらくは一時の——困苦より逃れんとする情に動かされて彼の大目的に對する我々の注意を弛緩せしむることがあつてはならぬといふことは、之を承認しなければならぬ。(小泉教授譯本二四一一二参照)

ナポレオン戦争に於ける資本課税の提案として廣く行はれたるは、Heathfield: A Plan for the Liquidation of the National Debt (1819)なる小冊子であつた。當時の財政

的事情との關係に於ける此種の財政論は興味ある問題ではあるが、茲に論述することをしないが、資本課税論は屢々論ぜられたが遂に未だ採用せらるゝに到らなかつた。しかし、一九一九年以後の數年に亘つて論究せられたる結果、資本課税反對論者と雖も戦争直後一九一九——二一年の頃の英國の事情には資本課税を是とするがための必要條件の多くが現に存在して居たことを認むるに到つて居る。而して其等の條件は今後英國のみならず、いづれの國に於ても必ずしも起り易からざる條件ではないのである。歐洲大戦後の英國に於ても資本課税は遂に行はれずして終り、既に政治的興味を失つたかの感があるが、數年の論争研究は此租税問題に關する是否一切の條件を明かにし、今後いづれかの時に是とするに足るべき條件の存在するに到らばリカアドオの所謂「此案を採用する丈けの智慧と德義心」とは充分に備はつて居る筈である。(完)